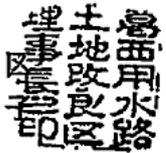




葛土発第53-1号
平成23年7月11日

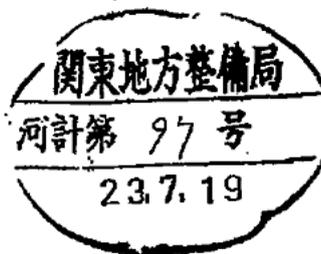
国土交通省関東地方整備局長 様

葛西用水路土地改良
理事長 井上 直



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する回答について

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼のあった意見聴取について、
別紙のとおり回答いたします。



八ッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

① 団体名	葛西用水路土地改良区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(Tel)	0480-47-3811	
④ 意見	対策案番号	意見
	② ③ ④	<p>〈意見 1〉</p> <p>利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことで開発量を確保する案等を組み合わせた利水代替案は、利根大堰に係る建設と管理の長くかつ、ねばり強い、また多岐にわたる関係者による調整の歴史があること、また、調整がルール化されていることを知り得ないものの安易な堤案である。</p> <p>即ち、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき利水事業者を対象に行った調査結果である「利水参画者に対する代替案の検討要請の結果について」では、全ての回答者から「八ッ場ダムに代わる代替案はありません。」と回答されている。</p> <p>それら回答者のほとんどが利根大堰に係る利水者であると同時に、河川協議や法手続上の相手である。提案された利水代替案では関係者の調整が困難なことは明白であり、全く実現性のない案である。</p> <p>〈意見 2〉</p> <p>埼玉県知事並びに県議会は、当初の八ッ場ダムの事業中止に対する反対意見として、特定多目的ダム法及び水資源開発基本法に則った変更手続きを踏むべきであるとの意見提出を行った。そのことに対し政府は未だ無回答である。</p> <p>十分な計画検討と法手続や関係者の周知な調整を経て事業化され、あと5年もあれば完成するはずだった八ッ場ダム事業は、早急にダム本体の建設に着手すべきである。</p> <p>政府は八ッ場ダムに関するマニフェストの否を認め、中止を撤回すべきである。</p>